

Title	一九九一年インドネシア共和国検察庁法 [邦訳]
Sub Title	The Public Prosecutors Office Act 1991 of the Republic of Indonesia
Author	太田, 達也(Ota, Tatsuya)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1996
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.69, No.3 (1996. 3) ,p.145- 158
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19960328-0145

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

一九九一年インドネシア共和国検察庁法〔邦訳〕

太田達也

第一章 総則

第一節 概念

第二節 地位

第三節 所在地

第二章 検察庁の構成

第一節 一般

第二節 検察官

第三節 検事総長、次長検事及び副次長検事

第四節 検事長、副検事長、検事正及び地方検察庁支部長

第五節 専門官及び事務官

第三章 事務と権限

第一節 一般

第二節 特別

第四章 経過規定

第五章 終章

(全五章三六条)

インドネシア共和国検察庁に関する

インドネシア共和国一九九一年法律第五号

唯一絶対神の恵と共に、インドネシア共和国大統領は、

a パンチャシラ (Pancasila) 及び一九四五年基本法に基づき法治国家としてのインドネシア共和国における国家法革新事業を促進するため、法と正義の執行機関の権力秩序体系における訴追分野の国権を行使する行政機関として、インドネシア共和国検察庁の地位と役割を確立する必要があると思われること、

b インドネシア共和国検察庁の基本規定に関する一九六一年法律第一五号及び高等検察庁の設置に関する一九六一年法律

第一六号は、インドネシア共和国の法の発達及び発展並びに国政とは既にそぐわないものとなっており、従って、廃止する必要があること、

c 従って、bにいう二つの法律の代わりとして新たな法律を制定する必要があること、

に鑑み、

一 一九四五年基本法第五条第一項、第二〇条第一項、

二 司法権の基本規定に関する一九七〇年法律第一四条(官報一九七〇年第七四号、官報補遺第二九五一号)、

三 刑事訴訟法に関する一九八一年法律第八号(官報一九八一年第七六号、官報補遺第三二〇九号)、

を考慮し、

インドネシア共和国国民議会の承認を得て、インドネシア共和国検察庁に関する法律を定めるものと決定する。

十一 一般解説

国家法の開発 (Pembangunan hukum nasional) は、パンチャシラと一九四五年基本法に基づく公平で繁栄した社会を実現するための事業から切り離せない部分である。法の開発の枠において、方向性のある統合的な法の革新及び法執行機関の地位と役割の確立という事業は、開発の要請並びに社会において拡大する法意識と力学に沿った様々な分野における開発を支援するために必要とされている。これとの関連において、開発の必要性及び社会において拡大する法意識と力学、並びに、法に基づく国家の原則と既にそぐわなくなっていると思われる様々な法令と法の手段は、再検討し、革新する必

要がある。

革命の手段としての枠組における検察庁の地位、事務及び権限について規定し、省の組織構造のなかに検察庁を位置付けている検察庁の基本規定に関する一九六一年法律第一五号及び高等検察庁の設置に関する一九六一年法律第一六号は、現在の行政制度とは既にそぐわないものとなっている。刑事の分野における検察庁の一定の事務と権限に関しても、刑事訴訟法に関する一九八一年法律第八号に規定されているような統合刑事司法制度との関連において根本的な変化を遂げている。このような事実に基づき、その精神と内容が既存の事実を最早反映しておらず、開発の必要性を満たしていないインドネシア共和国検察庁の基本規定に関する一九六一年法律第一五号及び高等検察庁の設置に関する一九六一年法律第一六号は、改正する必要がある。

インドネシア共和国検察庁法の改正は、開発途上国として、パンチャシラに基づく法治国家において事務と権限を遂行するためのより高い能力と威厳をもつべく、検察庁の地位と役割を確立することを目的とし、目指すものである。従って、検察庁は、社会としての、民族としての、国家としての生活の土台を揺るがず活動から、インドネシア民族の人生哲学としてのパンチャシラを擁護し、維持しなければならぬ。検察庁は、事務及び権限を遂行するにあたり、法的安定性、法秩序及び法に基づく正義と真実を実現する能力をもたなければならず、宗教、礼節及び道徳規範に配慮し、且つ、社会の中に生きている人道主義及び法と正義の価値観を探索しなければならぬ。検察庁は、特に、パンチャシラに基づく公平で繁栄した社会を実現するため、開発の遂行を支援し、擁護する条件と土台を創設するのに加わるなど、開発の過程に十分関与する能力をもたなけ

ればならず、且つ、法の執行を通じて、政府と国家の威信を保持し、国民の利益を擁護するのに加わる義務を負っている。

一九四五年基本法に基づく行政制度に沿った検察庁の地位と役割を確立するという枠において、この法律は、検察庁の地位が専ら普通裁判管轄の訴追の分野において国権を行使する行政機関であることを明確に規定している。検察庁は、行政機関として、最高検察庁、高等検察庁及び地方検察庁から成る。検察庁は、一体不可分であり、事務と権限の遂行にあたっては、唯一絶対の神性に基づく正義と真実のために行動し、法の下においてあらゆる人の地位は平等であるという原則を常に遵守するものとする。

検察庁は、事務と権限の遂行を統率する検事総長がこれを指揮し、検事総長は、一人の次長検事と数人の副次長検事がこれを補佐する。検察庁の事務と権限の遂行をより良くし、検察官の専門性を向上させるため、検察官は機能職官吏として定められている。機能職の存在により、検察官が実績に基づいて最高の階級に達することが可能となっている。

検察庁の地位、組織、官職、職務及び権限を確立する外、この法律は、以下のことも規定している。

一 ある一定の制限下において、一定の事件書類を補充し、その目的のため、事件を裁判所へ送致する前に補充取調を行う検察庁の権限。補充取調は、迅速、簡易、低費用の司法原則を実施するという枠において事件処理の確実性を図り、法的安定性、被疑者、被告人及び被害者証人など正義の追求者の基本的権利並びに公共の利益を保障するために行われる。

二 民事及び行政の分野において、検察庁は、特別の権能により、国又は政府のため、及び、その名において、裁判所の内外で活動

することができる。社会福祉を實踐する法治国家として、民事及び行政の分野において、被告、原告又は検察庁に代理され得る裁判所外の法律上の利害を有する当事者としての地位で、国又は政府に法律上の関与や利害が多く見られるようになるであろう。

三 公共の秩序と安全の分野において、検察庁は、社会の法意識の向上及び法執行政策の保護事業といった活動の実施に加わる。社会の法意識の向上事業は、とりわけ、法の解説や説明によって行われる。一方、法執行政策の保護は、検察庁の司法課報部の支援を通じて、予防的及び鎮圧的措置によって行われ得る。

四 法律に基づき、その他の職務及び権限を検察庁に委任することができる。

この法律は、検察庁の事務と権限の枠内における法と正義の執行政策を策定且つ指揮し、公共の利益のため事件を手続から外す検事総長の職務及び権限、並びに、上告及び大統領恩赦の処理における法技術上の見解の提示並びに刑事事件への関与を理由として一定の者がインドネシア共和国の主権領域に入り、又は、これを離れることの防止又は禁止に関連した権限についても規定している。この外、官職上、検事総長は、法律に基づき、一定の刑事事件の処理について関係機関と調整を図る権限を有する。調整の実施は、有効な法の原則に配慮し、大統領がこれを定める。

第一章 総則

第一節 概念

第一条【定義】 この法律にいう、

一 検察官(jaksa)とは、公訴官として行動し、且つ、既に

確定した裁判所の判決を執行するため、この法律により権限を付与された官吏をいう。

二 公訴官 (penuntut umum)とは、訴追を行い、裁判官の決定を執行するため、この法律により権限を付与された検察官をいう。

三 訴追 (penuntutan)とは、刑事訴訟法に規定された場合及びその方法に従い、裁判所公判での裁判官による取調及び裁判がなされるよう求めて、権限を有する地方裁判所に事件を送致する公訴官の処分をいう。

四 検察官の機能職 (jabatan fungsional jaksa)とは、その機能により円滑な検察事務を可能にする検察庁組織内の専門的な性質を有する官職をいう。

第二節 地位

第二条【検察庁の性格】 ① インドネシア共和国検察庁以下、この法律では検察庁と称する一は、訴追の分野において国権を行使する行政機関である。

↑ 検察庁は、普通裁判 (Peradilan umum)管轄での法と正義の執行における訴追の分野において事務及び権限を有する国権の行使者たる唯一の行政機関である。

② 検察庁は、訴追を行うことにおいて一体不可分である。

↑ 「検察庁は一体不可分である」とは、訴追の分野において政策の統一を図ることを目的とし、検察庁の判断基準、行動基準及び運営基

準を統一する特色を前面に押し出すことができる訴追分野の事務及び権限の遂行における基盤の一つである。従って、裁判所における検察庁の訴追活動は、当初職務を執っていた検察官に支障があるという理由だけでは中止されない。そのような場合、検察庁の訴追事務は、そのため他の代替りの検察官によって行われることになるが、引き続き行われる。

第三条【検察庁の種類】 第二条にいう国権の行使は、最高検察庁 (Kejaksaan Agung)、高等検察庁 (Kejaksaan Tinggi)及び地方検察庁 (Kejaksaan Negeri) がこれを行う。

第三節 所在地

第四条【所在地と管轄】 ① 最高検察庁は、インドネシア共和国の首都に所在し、その管轄区域は、インドネシア共和国の主権領域を包含する。

② 高等検察庁は、州都に所在し、その管轄区域は、州の領域を包含する。

↑ ジャカルタ首都特別区の高等検察庁は、ジャカルタに所在する。

③ 地方検察庁は、県都、市 (kotamadya)又は行政指定都市 (kota administratif)に所在し、その管轄区域は、県、市及び、又は行政指定都市の領域を包含する。

第二章 検察庁の構成

第一節 一般

第五条【検察庁の構成】 検察庁の構成は、最高検察庁、高等検察庁及び地方検察庁から成る。

第六条【大統領決定への委任】 ① 検察庁の組織構成及び運営基準は、大統領決定でこれを定める。

↑ 検察庁の組織構成は、原則として、指揮権者、指揮権者補佐、実行及び監督の担当者から成るその他の行政組織構成と同じであり、検察庁の事務と権限における特色を異にするだけである。

② 高等検察庁及び地方検察庁は、大統領決定でこれを設置する。

第七条【支部】 ① 地方検察庁の管轄区域において、地方検察庁支部を設置することができる。

↑ 地方検察庁の管轄区域における地方検察庁支部の設置は、社会に対する法と正義の最良の奉仕を提供することにおいて必要と思料される時、これを行うものとする。このことは、地域の発展及び広き並びに住民の増加の考慮に基づく。

② 地方検察庁支部は、国家機関の効率化の分野において責任を有する大臣からの同意を得た上で、検事総長決定でこれを設置する。

↑ 当該同意は、国家機関の分野において責任を有する大臣が書面によりこれを行う。

第二節 検察官

第八条【検察官の地位】 ① 検察官は、検事総長により任免される機能職官吏である。

↑ 検察官の機能職としての官職は、訴追の分野において検察官が特別に行使する機能と関連があり、検察庁組織がその基本的事務を行うことを可能にする。

② 訴追を行うにあたり、検察官は、国のため、及び、その名において行動し、且つ、階級の順位に従って責任を負う。

↑ 訴追分野における機能職を遂行するにあたり、検察官は、社会と政府の利益に常に配慮しながら、国の代理として行動するものとする。従って、訴追の遂行は、法に基づき、刑事事件の処理における政府の政策に配慮しつつ、常に社会の中に生きている正義感情に留意しなければならない。課された職務を遂行するにあたり、検察官は、組織的に当該検察官の直属の上司にあたる検察官吏に対し責任を負う。これとの関係において、地方検察庁支部長は検事正に対し責任を負い、検事正は検事長に対し責任を負い、そして検事長は検事総長に対し責任を負うことになる。

③ 唯一絶対の神性 (Ketuhanan Yang Maha Esa) に基づく正義と真実のため、検察官は、適法な証拠に基づく確信の下に訴追を行うものとする。

④ 職務及び権限を遂行するにあたり、検察官は、常に、法に基づいて行動し、宗教、礼節及び道徳規範に配慮し、且つ、社会の中にある人道主義、法及び正義の価値観を探索しなげればならない。

第九条【任命資格】 検察官として任命されるための資格は、左に掲げる通りである。

- a インドネシア国籍
 - b 唯一絶対神への帰依
 - c パンチャシラ及び一九四五年基本法の遵奉
 - d 「インドネシア共産党反革命運動九月三〇日事件」に直接又は間接に関与した集団組織又は個人を含む、非合法組織インドネシア共産党又はその他の非合法組織の元構成員でないこと。
 - e 公務員
 - f 法学士
 - g 二五歳以上
 - h 威厳があり、誠実、品行方正及び非難されることのない素行であること。
 - i 検察官の養成教育及び研修に合格していること。
- †本条第h号に規定されている資格の充足に対する評価は、公務員の分野における法令により権限を有する官吏がこれを行う。
- 第一〇条【宣誓・誓約】** ① 任官するにあたり、検察官は、左に掲げる通り、宗教又は信仰に応じた宣誓又は誓約を述べなければならない。
- 「私は、この私の官職に就くため、如何なる名前又は方法を用いて、直接又は間接に、ある物を誰かに供与し、又は約束しないことを真摯に誓う・約束する。」

「私は、この官職においてある事を行い、又は行わないため、決して誰からも、直接又は間接に、約束又は供与を受けないことを誓う・約束する。」

「私は、国家の基盤及びイデオロギーとしてのパンチャシラ、一九四五年基本法並びにインドネシア共和国において効力を有するその他全ての法律及び法令を遵奉し、維持し、且つ、実施することを誓う・約束する。」

「私は、この私の官職を常に誠実、的確に及び人の区別なく遂行し、私の義務を履行するにあたっては、法と正義の執行において良識がある誠実な検察官として相応しいよう、最善で最も公正な態度をとることを誓う・約束する。」

② 検察官は、検事総長の前で宣誓又は誓約を述べらるる。

†検事総長に支障があるとき、宣誓又は誓約の陳述は、これによって指名されたその他の官吏の前で行うことができる。

第一条【兼職の制限】 ① 法律に異なる規定があり、又は、これに基づく場合を除き、検察官は、左に掲げる兼職をしてはならない。

- a 事業家になること、又は、
 - b 弁護人になること、又は、
 - †弁護人とは、法律相談員(konsultan hukum)も含む。
 - c 官の威信に影響を与え得るその他の職業を行うこと。
- ② 第一項にいう官職・職業以外で検察官が兼職してはならない

い官職・職業については、政令で更にこれを定める。

第二二条【免官】* 検察官は、左に掲げる理由により、名譽的にその官職を免ずる。

†本条における「官職」とは、機能職のことである。

- a 本人の願出、又は、
- b 持続的な心身の故障、又は、

†「持続的な心身の故障」とは、患者がその職務を有効な法令に従い正しく行うことができなくなるような疾病をいう。

- c 満五八歳、並びに、検事長及び副検事長又は検事長及び副検事長と同等の官職については満六〇歳、又は、

†検察官の定年は、公務員に関する法律により、又は、それに基づき変更することができる。

- d 職務を執る能力がないことが明らかな場合、又は、

†「能力がない」とは、例えば、本人が、職務の遂行において重大な誤りを多く犯すような場合である。

- e 死亡

第二三条【罷免】* ① 検察官は、左に掲げる理由をもって、非名譽的にその官職を免ずる。

- a 犯罪行為を行ったことにより有罪とされたため、刑に処せられた場合、又は

†「刑に処せらる」とは、三月以上の重懲役刑を科せられることをいう。

- b 職務・職業の遂行において継続して義務を怠った場合、

又は、

†「職務・職業の遂行において継続して義務を怠る」とは、有効な法令による一定の期間内に、本人が、適法な理由なく、自己に課せられた職務を全うしない場合をいう。

- c 第一条にいう禁止事項に違反した場合、又は、
- d 服務宣誓又は誓約に違反した場合、又は、

- e 非難されるような行為を行った場合

†「非難されるような行為」とは、職務中であると職務中てないと問わず、検察官又は検察庁の威信を損なうような検察官の態度、行為及び措置をいう。

- ② 第一条第b号、第c号、第d号、第e号にいう理由による罷免の勧告は、当該検察官に対し検察官名譽審査会(Majelis Kehormatan Jaksa)の面前において弁護を行う十分な機会を与えた後、これを行うものとする。

- ③ 検察官名譽審査会の設置、構成及び運営基準並びに弁護の手続は、検事総長がこれを定める。

第一四条【公務員の地位・仮の免官】 ① 検察官の機能職から免じられた検察官は、それをもって直ちに公務員を免じられない。

†名譽に分類される検察官の免官決定の場合、本人は、検察官としての地位を免じられる。当該免官は、公務員の免官という内容の追加処分決定の可能性を否定するものではない。非名譽に分類される検察官の罷免決定の場合、当該検察官は、有効な法令に従い、公務員も免じられる。

- ② 第二三条第一項にいう罷免の前に、当該検察官は、検事総

長が仮にその官職を免ずることができる。

↑「仮の免官」とは、既に確定した裁判所判決又は当該検察官の責任に對する検察官名譽審査会の決定に基づく検事総長の確定的な決定があるまで、一時的に検察官を免官する処分をいう。

- ③ 検察官が仮に機能職から免じられた後も、弁護の機会に関する第一三条第二項に定める規定が適用される。

- 第五条【刑事事件に伴う仮の免官】 ① 検察官に對し勾留を伴う逮捕命令があるとき、それをもって、当該検察官は、検事総長が仮にその官職を免ずるものとする。

↑権限を有する者によって逮捕及び勾留状が出されれば、検事総長は、追って直ちに仮の免官決定書を出すものとする。

- ② 仮の免官は、検察官が一九八一年法律第八号第二一条第四号にいう刑事事件において勾留されることなく裁判所に訴追された場合、検事総長がこれを行うことができる。

↑刑事訴訟法に関する一九八一年法律第八号第二一条第四項第b号は、一定の犯罪を定め、当該犯罪の行為者に對し勾留処分を行う権限を捜査官、公訴官又は裁判所に与えている。検察官が当該犯罪のうち一つを行ったことにより裁判所に訴追された場合、当人が勾留されていなくても、仮の免官処分を受けることがあり得る。

- 第一六条【政令への委任】 免官、罷免及び仮の免官の手續並びに免官となつた検察官の機能職の諸権利に関するその他の規定は、政令でこれを定める。

- 第一七条【大統領決定への委任】 検察官の機能職の-handに

いては、大統領決定でこれを定める。

第三節 検事総長、次長検事及び副次長検事

- 第一八条【検事総長の地位】 ① 検事総長 (Jaksa Agung) は、検察庁の事務と権限の遂行を指揮する検察庁の最高指揮権者及び責任者である。

↑検事総長が検察庁の事務と権限の遂行を指揮する検察庁の最高指揮権者及び責任者であることに鑑み、検事総長は、訴追の分野における最高指揮権者及び責任者でもある。

- ② 検事総長は、一人の次長検事 (Wakil Jaksa Agung) 及び数人の副次長検事 (Jaksa Agung Muda) がこれを補佐する。

- ③ 検事総長及び次長検事は、指揮権者の単位を構成する。

↑「指揮権者の単位」とは、検事総長によって定められた政策の遂行における検事総長と次長検事の一体性及び共同性の現れである。

- ④ 副次長検事は、指揮権者の補佐役である。

- 第一九条【検事総長の任免】 検事総長は、大統領がこれを任免し、且つ、大統領に對し責任を負う。

- 第二〇条【次長検事の任免】 ① 次長検事は、検事総長の提案に基づき、大統領がこれを任免する。

↑次長検事という官職の存在は、特に、日常行政事務の確立やその他の実務上の技術的側面において検事総長を多に補佐するものである。当該職務の性質ゆえ、次長検事の官職は、検察庁の管轄において上

級職 (jabatan karier) を構成する。検事総長による候補者選定の提案は、検察庁の管轄における上級職の養成に配慮するものでなければならぬ。

② 次長検事は、検事総長に対し責任を負う。

③ 次長検事に任命され得る者は、副次長検事である。

第二条【副次長検事の任免】 ① 副次長検事は、検事総長の提案に基づき、大統領がこれを任免する。

② 副次長検事に任命され得る者は、第八条にいう検察官で、検事長又は検事長の官職と同等の官職の経験を有する者とする。

↑ 検事長の官職と同等の官職とは、省内局長 (Kepala Direktorat)、局長 (Kepala Biro) 又はそれらと同等の他の官職である。

③ 副次長検事は、一定の専門を有することを資格として、検察庁の管轄外からこれを任命することができる。

↑ 原則として、副次長検事の官職は上級職である。本項の規定は、検察庁管轄外からの副次長検事の採用を可能性にするものである。採用の性質は、十分な選考により、必要性に基づくものとし、且つ、当該官吏は、検察庁の事務と権限の遂行にとって有益な一定の専門を有しているものとする。

④ 次長検事及び副次長検事は、左に掲げる理由により、名誉的にその官職を免ずる。

a 本人の願出、又は、

b 持続的な心身の故障、又は、

c 満六〇歳、又は、

d 職務を執る能力がないことが明らかの場合、又は、
e 死亡

↑ 第二条第b号、第c号及び第d号の解説参照。

第二条【次長検事等の仮の免官】 ① 次長検事及び副次長検事が第一三条第一項にいう罷免事由となり得る行為を行ったと評価される場合、大統領は、検事総長の勧告に基づき、当該罷免処分が取られる前、仮にその官職を免ずることができる。

② 第一三条第二項にいう弁護に関する規定は、次長検事及び副次長検事に対してこれを準用する。

第四節 検事長、副検事長、検事正及び地方検察庁支部長

第三条【検事長の地位】 ① 検事長 (Kepala Kejaksaan Tinggi) は、管轄区域における検察庁の事務と権限の遂行を指揮し、且つ、検事総長によって定められた政策を遂行する高等検察庁の指揮権者である。

② 検事長は、指揮権者の単位としての一人の副検事長及び数人の指揮権者の補佐役がこれを補佐する。

第四条【検事正等の地位】 ① 検事正 (Kepala Kejaksaan Negeri) は、管轄区域における検察庁の事務と権限の遂行を指揮する地方検察庁の指揮権者である。

② 検事正は、数人の指揮権者の補佐役及び実行担当者がこれを補佐する。

†本条における「指揮権者の補佐役」とは、課長(Kepala Sisa)又はそれと同等の官吏であり、一方、実行担当者とは、職務と権限に応じた検察官である。

③ 地方検察庁支部長(Kepala Cabang Kejaksaan Negeri)は、第七条にいう地方検察庁支部の指揮権者で、それを下部にもつ地方検察庁の管轄区域の一部において検察庁の事務と権限の遂行を指揮する。

④ 地方検察庁支部長は、数人の実行担当者がこれを補佐する。
第五条【任命資格】 検事長、副検事長、検事正及び地方検察庁支部長に任命され得る者は、検事総長により更に定められた資格を満たす検察官である。

第五節 専門官及び事務官

第六条【専門官及び事務官】 ① 検察庁では、有効な法令に従い検事総長によって任免される、検察官の機能職に位置しない公務員を任用することができる。

†公務員としての地位において、その者に対し、公務員に関する法令に定められている昇進、報酬及びその他の権利義務に関する規定を適用する。

② 第一項にいう公務員は、検察庁の事務と権限の遂行を支援するため、専門官(tenaga ahli)又は事務官(tenaga tata usaha)としてこれを任命することができ。

†「専門官」とは、様々な学問分野における専門家をいい、刑事訴訟法

に関する一九八一年法律第八号第一二八号にいう、公判において「鑑定証言」を行うことを意味するものではない。

第三章 事務と権限

第一節 一般

第七条【検察庁の事務と権限】 ① 刑事の分野において、

検察庁は、左に掲げる事務と権限を有する。

- a 刑事事件において訴追を行う。
- b 裁判官の決定及び裁判所の判決を執行する。

†裁判所判決及び裁判官決定を執行するにあたり、検察庁は、態度及び行動における明確性を失うことなく、社会に生きている法価値観及びパンチャシラに基づく人道主義に配慮するものとする。裁判所判決の執行には、死刑並びに既に押収され及び将来押収され、後に競売にかけられる没収物に対する裁判所判決の執行を指揮する事務及び権限をも含む。

c 条件附釈放(lepas bersyarat)決定の執行に対する監督を行う。

†「条件附釈放決定」とは、司法大臣によってなされた決定をいう。

d 一定の事件書類を補充し、その目的ため、裁判所へ送致する前に補充取調(pemeriksaan tambahan)を行うことができる。その実行にあたっては、捜査官と調整を図るものとする。

↑事件書類を補充するため、補充取調は、左に掲げる事項に配慮してこれを行うものとする。

- a 被疑者に対しては行わない。
- b 立証が困難であり、及び・又は、社会不安を生ぜしめ、及び・又は、国家の安全を脅かし得る事件に対してのみ。
- c 刑事訴訟法第一一〇条及び第一三八条第二項の規定を履行した後一四日以内に終了し得るものでなければならぬ。
- d 捜査官との調整及び協力の原則。

② 民事及び行政の分野において、検察庁は、特別の権能により、国又は政府のため、及び、その名において、裁判所の内外で活動することができる。

③ 公共の秩序と安全の分野において、検察庁は、左に掲げる活動の実施に加わる。

- a 社会の法意識の向上
- b 法執行政策の保護
- c 印刷物の流通の保護
- d 社会及び国家を危険に晒し得る信仰主義の監視
- e 宗教の濫用及び・又は冒瀆の防止
- f 調査及び法の発展並びに犯罪統計

↑本項における検察庁の事務と権限は、有効な法令に従った予防的及び・又は教育的な性質を有するものである。「実施に加わる」とは、援助、参加、協力の活動を包摂するものである。その実施への参加にあたり、検察庁は、常に、関係機関との調整に配慮するものとする。

第二八条【入院処分】 検察庁は、被告人自身が自立能力をも

たず、又は、他人、環境若しくは自らを危険に晒し得る事情を理由として、これを病院、精神看護施設又は他の相当な施設へ収容するよう裁判官に請求することができる。

第二九条【特別法による委任】 この法律に定める事務及び権限の外、法律に基づき、その他の事務及び権限を検察庁に委任することができる。

第三〇条【他の機関との協力】 事務と権限の遂行にあたり、検察庁は、法と正義の執行機関及び国家機関又は他の機関との協力関係を育むものとする。

↑統合刑事司法制度を実現するため、和やかな雰囲気の中で、公開平等、統一の精神に基づいた協力をを行い、育むことは、法と正義の執行分野を始めとする各国家機関にとっての義務である。この協力の関係は、定期的な水平的・垂直的調整を通じて行われ、それぞれの機能、事務及び権限を常に尊重することで維持されるものである。検察庁と他の法執行機関との協力は、事件処理における迅速、簡易、低費用、且つ、自由、公正、公平の原則に従い、法執行活動を円滑にすることを旨とする。

第三一条【見解の提示】 検察庁は、他の政府機関に対し、法の分野における見解を提示することができる。

第二節 特別

第三二条【検事総長の職務権限】 検事総長は、左に掲げる職務と権限を有する。

- a 検察庁の事務と権限の枠内における法と正義の執行政策を策定し、且つ、指揮する。
- b 法律に基づき、一定の刑事事件の処理について関係機関と調整を図る。調整の実施は、大統領がこれを定める。
- † 「一定の刑事事件」とは、広く社会不安を生ぜしめ、及び又は、国家の安全を脅かし、及び又は、国家経済に損害を与え得る刑事事件をいう。
- 二 「関係機関」とは、法執行機関であるその他の政府機関であることを問わず、職務上一定の刑事事件の処理に関わる機関をいう。この場合、裁判機関を含まない。
- 三 調整の実施に関する大統領の決定は、一九七〇年法律第一四号に定める司法権独立の原則を損なうものであってはならず、法的安定性のため、有効な法の諸原則に常に配慮するものとする。
- c 公共の利益のため、事件を手続から外す (menyampingkan perkara)。
 † 「公共の利益」とは、民族及び国家の利益並びに、又は広く社会の利益をいう。本規定にいう事件の手続解除は、起訴便宜主義 (asas oportunitas) の行使に当たり、当該問題と関係を有する国家権力機関からの提案及び意見に配慮した上で、検事総長のみがこれを行って受ける事件の性質及び基準に従い、事件の手続解除の計画を事前に大統領へ報告することができる。
- d 刑事、民事及び行政事件において、法の利益 (kepentingan hukum) のため、最高裁判所に対し上告を申し立てる。

- † この法の利益のための上告申立は、刑事訴訟法に関する一九八一年法律第八号及び最高裁判所に関する一九八五年法律第一四号が定める規定に依る。
- e 刑事事件の上告審において、最高裁判所に対し法技術上の見解を提示する。
- f 死刑の場合の大統領恩赦 (grasi) 請求に関し、大統領に対し見解を提示する。
- † 最高裁判所を通じて大統領に対する検事総長の見解は、大統領恩赦の請求に関する一九五〇年法律第三号第八条第六項が定める規定に依る。
- g 刑事事件への関与を理由として、一定の者がインドネシア共和国の主権領域に入り、又は、これを離れることを防止し、又は、禁止する。
 † 本項に規定されている事務と権限は、刑事事件の場合に限る。当該権限の行使か入国管理局のような他の機関と関連していることに鑑み、関係機関との調整を図らなければならない。
- 第三条【治療・看護の許可】 ① 検事総長は、一定の場合、被疑者又は被告人に対し、国内外の病院において治療を受け、又は、看護に服する許可を与えるものとする。
 † 本項にいう許可を得るため、被疑者、被告人又はその家族は、検事総長又は検事総長の決定に従い指名された官吏に対し、書面にて申請を行うものとする。「被疑者又は被告人」とは、検察庁の責任下にある被疑者又は被告人をいう。
- ② 国内において治療を受け、又は看護に服するのための書面

による許可は、検事総長の名において、当地の検事正がこれを行い、一方、国外の病院において治療を受け、又は看護に服する場合は、検事総長のみがこれを行う。

③ 第一項及び第二項にいう許可は、医師の推薦に基づいてのみこれを行う。国外での看護が必要な場合、当該推薦は、国内における当該看護施設が未だ十分でないことも含め、そのための必要性について明確に言及しているものとする。

第四章 経過規定

第三条【経過規定】 この法律が施行された時点で、検察庁に関する既存の全ての施行規則は、この法律に基づく新たな規定が出されるまでの間、その規則がこの法律と抵触しない限り、なお効力を有するものとする。

第五章 終章

第五条【旧法の廃止】 この法律が施行された時点で、インドネシア共和国検察庁の基本規定に関する一九六一年法律第一五条（官報一九六一年第二五四号、官報補遺第三二九八号）及び高等検察庁の設置に関する一九六一年法律第一六号（官報一九六一年第二五五号、官報補遺第三二九九号）は効力を失う。

第三六条【施行期日】 この法律は、公布の日から施行する。

各人が知ることでできるよう、インドネシア共和国官報への掲載によるこの法律の公布を命ずる。

一九九一年七月二日 ジャカルタにて制定

インドネシア共和国大統領 スハルト

一九九一年七月二日 ジャカルタにて公布

インドネシア共和国大臣・国務官房長官 ムルディオノ

インドネシア共和国官報一九九一年第五九号
(「インドネシア共和国官報補遺第三四五一号」)

訳者注

↑ インドネシアの法律には、当該法律の「一般解説」(penjelasan umum)と条文の「逐条解説」(penjelasan pasal demi pasal)が官報補遺に掲載され、条文解釈上、重要な法源となっている。ここでは、閲覧の便宜上、「インドネシア共和国官報補遺第三四五一号」に掲載された「インドネシア共和国検察庁に関するインドネシア共和国一九九一年法律第五号に関する解説」の一般解説を法律の制定文の後に、条文の逐条解説を各条文の後に↑を付して掲載した。

* 各条文の見出し【】は、便宜上、訳者が付したものである。

** 第二条の原文では、「名譽的にその官職を免する」(diberhentikan dengan hormat dari jabatannya)となっており、一方、第一条第一項では、「非名譽的にその官職を免する」(diberhentikan

tidak dengan hormat dari jabatannya)となっているが、以後の規定では、場合に応じて、前者を「免官」、後者を「罷免」と訳した。但し、罷免の前の仮処分については「仮の免官」とした。